

佐久市観光パンフレット製作業務公募型プロポーザル質問回答書

2026年10月14日

番号	質問箇所	質問事項	回答事項
1	仕様書2ページ	①「Adobe Illustratorで作成した再編集可能なレイアウトデータとすること」と編集ソフトを指定している理由を教えてください。また、納品後の編集・利用等を考慮した指定である場合、その具体的な目的についてもご教示ください。 ②制作環境によりPDF納品が可能な他ソフトでの制作は可能ですか。	①本業務において「Adobe Illustrator」を指定している理由は、広範な互換性と確実な再現性を担保できる標準フォーマットであり、納品後のデータ閲覧、文字化けやレイアウト崩れの防止、印刷会社への版下データの引き継ぎ等で不具合が生じるリスクを防ぐためです。 納品後の編集・利用における具体的内容・目的については当協会が成果物を多角的・持続的に有効活用するためであり、以下のようなものを想定しております。 ・軽微な情報の修正・更新（マイナーチェンジ）への対応 ・他媒体・プロモーションツールへの二次利用（マルチユース） ②原則として、他ソフトでの製作・PDF納品のみによる対応は認められません。 仕様書通り、Adobe Illustrator形式による再編集可能なデータでの納品が必要です。
2	仕様書3ページ	7 納入物 について 「電子データ一式」と記載されていますが、2ページ4（3）ウ及びエに記載されているデータについても納入対象となるのでしょうか。 4（3）イには「提出」と明記されていますが、4（3）ウ及びエには「提出」と明記されていないため、納入対象となるデータの範囲について確認させてください。 また、4（3）エの「中間制作物データ」を納入する場合、具体的にどの範囲までを想定されているのでしょうか。 例えば、校了後の印刷データになるのか、または制作過程で発生した別案 等 どの段階の中間制作物データを想定していますか。 7 納入物について 「企画提案により採用した広告物」と記載されていますが、一部広告枠の設置、会員の広告掲載希望や本業務制作費不足充当分としての広告枠の設定は可能でしょうか。	仕様書4（3）ウ「レイアウトデータ」及び エ「中間製作物データ」に記載されているデータについても、すべて「7 納入物」の「電子データ一式」に含まれ、納入対象となります。 また、中間製作物データにつきましては、最終成果物（校了データ）を構成するために使用した写真、図表、イラスト、文章等の素材データを指しており、企画・製作の途中過程で不採用となったデザイン別案や、採用されなかった候補写真、ラフ案等のデータは納入対象に含めるものではありません。 利用者の視認性向上および誌面の統一感を図るため、パンフレットにおける一部広告枠の設置、会員の広告掲載希望や本業務制作費不足充当分としての広告枠の設定は不可とさせていただきます。

3	仕様書3ページ	9 その他 (2)「法第27条及び法第28条を含む」との記載について 著作権法上の二次的著作物を創作する権利及び二次的著作物の利用に関する権利まで含めて譲渡するものと読み取れます。 この点について、以下の事項をご教示ください。 ① 二次利用について 本業務で制作した成果物について、発注者側でどのような二次利用を想定されているのでしょうか。 例えば、次年度以降のパンフレット等への利用、Webサイト・SNS・広告物等への転用、内容の編集・改変等を想定されているのか、具体的にご教示ください。 ② 第三者への編集可能データの提供について 本業務で納入した編集可能なデータ（Adobe Illustrator等のデータ）を、発注者が第三者（同業者を含む）へ提供する可能性はあるのでしょうか。 提供する可能性がある場合、どのような業種・事業者への提供を想定されているのか、併せてご教示ください。 ③ 次年度以降のデータ利用について 次年度以降に同様の案件が実施される場合、本業務で納入したデータをベースとして、デザインやレイアウト等を踏襲・編集して利用する可能性はあるのでしょうか。	①二次利用について ご質問のとおり、次年度以降のパンフレット等への利用、Webサイト・SNS・各種広告物等への転用、および必要に応じた内容の編集・改変等の多岐にわたる活用（二次利用）を想定しております。 具体的な活用例は以下のとおりです。 ・次年度以降のパンフレットの増刷および改訂（一部編集・改変） ・当協会の公式Webサイト・デジタル媒体・SNSへの転用 ・ポスター、チラシ、各種広告物等、他媒体への二次利用（再編集・切り出し含む） ・当協会の関連団体や連携事業での活用（イベント等での配布・掲出等） ②第三者への編集可能データの提供について 将来的に本パンフレットの増刷・一部改訂業務、あるいは本パンフレットの素材を活用した別媒体（Webサイト、ポスター、ノベルティ、イベント展示物等）の製作を新たな事業者へ委託・発注する場合、業務の引き継ぎや製作の効率化のために、当協会から当該受託事業者へ元データを提供する可能性はございます。 ただし、当協会が納品データを第三者へ提供するのは、当協会の観光プロモーション業務および関連事業を適正・円滑に実施することを目的とする場合に限られます。 提供事業者につきましては、当協会から観光PR・広報関連業務を正式に受託した事業者・当協会と連携して観光振興を行う公的・関連団体・本パンフレットの印刷・発送等を請け負う印刷事業者を想定しております。 なお、当協会が第三者へデータを提供するにあたっては、あくまで「当協会の観光PR事業の遂行・製作目的」に限定して利用させるものであり、当該第三者が自社の営業活動や無関係な他案件へ無断流用・転用することは認めません。 ③ 次年度以降のデータ利用について 次年度以降に本業務で納入されたデータをベースとして、デザインやレイアウト等を踏襲・編集して利用する可能性はございます。 具体的には、以下のような活用・編集を想定しております。 ・次年度以降の改訂・増刷時のデザイン踏襲および一部編集・修正 ・関連プロモーション媒体へのデザイン要素の展開・編集 ・将来の委託事業におけるベースデータとしての引き継ぎ
---	---------	--	---

4	仕様書3ページ	9 その他 (2) 「著作権者人格権を無期限行使しない」との記載について 本業務において制作会社が独自に制作した地図、アイコン、イラスト、デザイン等について、著作権者人格権を無期限に行使しないことにより、今後、制作会社が自社で制作したこれらのデザイン・素材等を、別案件において再利用・転用することまで制限されるのでしょうか。 特に、本業務のために制作した地図・アイコン等の汎用性のあるデザイン・素材について、今後、受託者が他の案件で使用する事が可能なのか、あるいは使用できなくなるのか、発注者としての具体的な考え方とその対象となる範囲を具体的にご教示ください。	本業務のために新たに作成された成果物（パンフレット本体、原版データ、地図、アイコン、イラスト、デザイン等の成果物・中間生成物）に関する一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、納品をもってすべて当協会に帰属します。 そのため、当協会の許諾がない限り、受託者が自社または他案件においてこれらを複製・再利用・転用することはできません。 受託者が本業務以前から権利を保有している既存の汎用ライブラリや自社保有素材等につきましては、事前に自社汎用素材であり、利用権のみを許諾する旨を明確にし、当協会と協議・承認を得たものに限り、著作権の移転対象外として他案件でも継続してご利用いただくことが可能です。 ただしその場合は、当協会が本業務目的の範囲内で無償かつ自由に利用できる利用許諾を付与していただく必要があります。
5	仕様書3ページ	9 その他 (3) 「著作権の帰属設定及び著作権者人格権不行使に係る一切の費用は契約金額に含まれる」という記載について 本業務では著作権の譲渡に加え、二次的著作物を創作する権利等を含む広範な権利の移転が想定されているものと理解しております。 一方で、本業務の委託上限額は税込150万円（税別約136.4万円）と設定されています。 権利移転に伴う対価を含めた業務全体の費用について、発注者として想定している権利移転の範囲及び、その費用を積算する際の考え方・根拠についてご教示ください。 公正取引委員会、中小企業庁、特許庁より、2026年6月24日に「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」が示されましたので、著作権等の権利移転に係る対価について適切に積算するためにも、委託料の中でどの程度を想定されているのか可能な範囲でご説明ください。	本業務の委託上限額「1,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）」は、パンフレットの企画・編集・デザイン・印刷等の「制作業務委託料（作業対価）」に加え、本業務のために新たに作成される成果物（パンフレット本体、デザイン原版データ、中間生成物等）に係る「著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）の譲渡対価」および「著作権者人格権の不行使承諾の対価」をすべて含めた総額として設定しております。 権利移転の想定範囲として、本業務のために新たに書き下ろし・作成されたオリジナルデータ（レイアウトデザイン、イラスト、マップデータ等）を対象としています。当協会が受託成果物を今後の観光PR（市Webサイト、SNS、二次利用印刷物、観光イベント等）において自由かつ円滑に活用するための最低限必要な範囲として権利の譲渡等を求めているものです。 対価の対比内訳については当協会から特定の定額や比率を一律に指定・定めているものではなく、各提案事業者の企画提案書・見積積算書の中で適切に配分・計上いただく想定となっております。